

条件付き一般競争入札（事後審査方式）の公告

公告日	令和2年11月17日	
工事番号	上水第73号	
工種	管	
工事名	県道改良に伴う野寺地区配水管布設工事	
施工場所	小矢部市 野寺 地内	
工事完成期限	令和3年 3月22日	
工事概要	配水管SUS φ100 L=29.0m	
予定価格	5,980,000 円(消費税及び地方消費税相当額を除く)	
低入札調査基準価格	設定有り 当該基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、入札参加者に結果を通知する。	
入札参加資格	本店、支店又は 営業者の所在地	・小矢部市内に主たる営業所を有する者 ・準市内業者に認定された者
	等級又は総合評価 値	・平成31・令和2年度小矢部市建設工事入札参加資格者名簿の管工事において、A等級、B等級又はC等級に登録されている者
	その他	・小矢部市条件付き一般競争入札実施要領第3条
入札方法	期間入札	
入札書の提出方法	持参又は郵送	
入札書の提出期間	令和2年11月20日 から 令和2年11月30日 まで 持参の場合の受付時間は市役所開庁日の8時30分～17時15分 郵送の場合は、期日内に指定郵便局必着	
入札書の提出先	総務部財政課	
開札日時	令和2年12月2日 9時03分	
開札場所	小矢部市役所 講堂（4階）	
入札保証金	免除	
契約保証金	納付必要（請負代金額が500万円以上の場合）	
積算内訳書	要（入札時に、入札書と同封して提出）	
入札の無効	小矢部市期間入札実施要領第7条による	
設計図書の配布	小矢部市ホームページ「事業者向け」―「入札案内・資格申請」に掲載する設計図書を、ダウンロードにより取得する。	
設計図書に対する質問期間	令和2年11月25日	
質問に対する回答期限	令和2年11月27日	

工事設計書

工事番号	上水第73号				
工事名	県道改良に伴う野寺地区配水管布設工事				
工事場所	小矢部市 野寺 地内				
設計費目	款	資本的支出	項	建設改良費	目 配水施設整備費
工期	自 令和2年12月3日 至 令和3年3月22日				

<p style="text-align: center;">工事概要</p>	<p>・配水管SUS φ 100 L=29.0m</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
<p style="text-align: center;">特記事項</p>	<p>・別紙のとおり</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	
	設	計
<p style="text-align: center;">工 事 価 格</p>		
<p style="text-align: center;">消 費 税 相 当 額</p>		
<p style="text-align: center;">設 計 金 額</p>		

特記仕様書

工事名：県道改良に伴う野寺地内配水管布設工事

(一般関係)

第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)平成27年10月改定(平成28年一部改定)」第1編共通編1-1-2の第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

本工事の施工にあたっては、特記仕様書、共通仕様書、当市が定めた「上水道工事施工の注意事項」及び「給水管標準配管図」の他、これに付随する関係基準図書等に基づいて適正に施工すること。

第2条 安全教育・訓練の実施

- 1 労働安全衛生法等に基づき日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、「安全教育・訓練等の実施要領」により、月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。
- 2 実施項目について「土木工事共通仕様書」第1-1-5条施工計画書の記載事項として「(4)安全管理」に含め、「安全教育・訓練の実施要領」の様式-1により工事の内容に即した安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 3 安全・訓練等の実施については、「安全教育・訓練等の実施要領」の様式-2により安全教育・訓練等の実施毎に記録写真等を撮影し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

第3条 工事实施前の措置及び事前事後調査

- 1 既存構造物に接近するとき、又は、撤去する場合には、関係者立会のうえ、現況に写真撮影、測量等の記録をした後、工事施工を行う。
- 2 請負者は、あらかじめ沿道(周辺も含む)構造物等について事前調査を行い、善良な管理義務を怠ったことにより、物件に被害が認められた場合は、請負者が責任を持って処理するものとする。
- 3 構造物が設計図書どおり築造できない場合や、設計図書等に記載のないものについては、監督員と協議すること。
- 4 既設管の埋設位置を事前に試掘すること。

第4条 工事材料の検査

主要材料については、監督員の段階確認を受けて使用するものとする。

第5条 アスファルト混合物

- 1 請負者は、本工事のアスファルト混合物は再生材入りアスファルト混合物を使用するものとする。
- 2 請負者は、上記により難いときは監督員と協議して再生材の混入しないアスファルト混合物(バージン材)を使用してもよい。

第6条 下請け関係の適正化

本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請け関係の適正化に関する留意事項(共通仕様書)」を遵守すること。

平成25年度より、施工体制の明確化、契約約款との整合のため、建設工事における下

請負契約は、契約金額にかかわらず下請負届を書面で届出するものとする。

また、平成27年度より、下請企業と建設労働者との関係を正しく認識するため、施工体制台帳、再下請通知書・作業員名簿を下請負届に添付して届出するものとする。

第7条 産業廃棄物の適正処分

本工事から発生する産業廃棄物の処分は、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

第8条 低入札となった場合における技術者の増員等

1. 工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した業者が請負者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合

専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、請負者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。

(2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられていない工事の場合

同法の規定により配置が義務付けられている技術者を専任にて配置するものとする。

(工程関係)

第9条 工程関係

1. 工事により通行止めとなる場合、出入りに支障が出る関係者へ工事期間等の説明と協議を行い、要望があつた場合は出来る限り対応すること。

(公害対策・環境対策関係)

第10条 公害防止

土砂の搬出等による公道等の路面汚損防止のため、路面が汚れた場合は、直ちに路面清掃を行うものとする。

(安全対策関係)

第11条 事故報告及び応急措置

1. 請負者は、工事中事故があつたときは、直ちに所定の措置を講ずるとともに、監督員に通報し、事故発生の原因、経過、事故による被害内容及び今後の対策を講じた事故報告書を提出すること。

2. 請負者は、施工管理上の落ち度により第三者にあたえた被害について、請負者の負担により、措置を講ずるとともに、その内容を監督員に報告すること。

第12条 安全対策

1. 請負者は、機械器具、不要土砂等を交通及び保安上の障害とならないように使用のつど整備し、又は、現場外へ搬出し、工事現場内は常に整頓しておくこと。

2. 市道部において路盤で交通解放する場合は、舗装完了まで常に点検し補足材にて補修すること。

3. 国道及び県道においては路盤のまま交通解放は行わないこと。舗装仮復旧後の交通解放を厳守のこと。

(工事用道路関係)

第 13 条 工事用道路関係

1. 運搬路に使用する道路は破損防止のために出来る限り養生等を行うこと。舗装等の補修が必要になった場合は監督員と協議し、補修しなければならない。

(建設発生土・建設副産物関係)

第 14 条 建設副産物（建設リサイクル法の対象の工事の場合）

- 1 本工事は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（以下、建設リサイクル法という）の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。
- 2 請負者は、建設リサイクル法 1 2 条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合は、使用する特定資材の種類
 - ・工事着手時期及び工程の概要
 - ・分別解体の概要
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に建設資材の量の見込み
- 3 本工事における特定資材の再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

1) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体の方法 (解体工事のみ)
工程ごと の 作業 内容 及び 解体 方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 舗装版撤去	その他の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

2) 再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び処理量

特定建設資材廃棄物の種類	処理量
コンクリート塊	—
アスファルト塊	—

コンクリート塊は、径 30cm 程度に破砕するものとする。

- 4 請負者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 1 8 条に基づき、以下の事項を書面にて記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（富山県土木部）」（平成 14 年 6 月）に定めた様式 1、〔再生資源

利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源路用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

5 請負者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類（マニュアル等）を保管しておくこと。監督員からの請求があれば速やかにその写しを提示するものとする。運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

6 石綿セメント管の切断及び撤去作業等を行う場合は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し、関係労働者の健康障害防止対策を図らなければならない。

（工事支障物件等）

第15条 工事用支障物件

- 1 工事中障害物件が発見された場合、監督員に報告し、管理者と監督者と三者で協議し、移設、切回し、又は、防護を行うこと。
- 2 監督員への報告、関係機関への連絡及び立ち会いを怠り、障害物件を処理したときに生じた損害については全て請負者の負担とする。

（施工関係）

第16条 工事現場における表示施設（工事看板）

1. 平成24年6月6日付けの「工事現場における標示施設等の設置基準(案)」の運用について（上下水道課長通知）に基づくこと。
2. 看板配置図、保安施設図、歩道迂回路図は交通安全計画に記載すること。なお、現地設置後、発注者側より追加及び是正指示があった場合は、速やかに対応すること。

第17条 県工事との調整

1. 本工事は県道改良に伴うものであるため、施工にあたっては十分に打合せを行うこと。
2. 橋梁添架時の仮設足場については県工事と共用するものとする。

（その他）

第18条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

工事費内訳書

(No. 1)

費目	名称 / 規格	単位	設 計						摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
直接工事費									
	配水管	式	1						第1号明細書
直接工事費計									
共通仮設費									第2号明細書
純工事費									
	現場管理費								
工事原価									
	一般管理費計								
	一般管理費								
工事価格									
	消費税相当額								
請負工事費計									

第1号明細書

(No. 1)

費目	名称 / 規格	単位	設 計			数量	単 価	金 額	摘 要
			数 量	単 価	金 額				
配水管									
	材料費								
	鋼管 直管	式	1						
	エアリス式空気弁 φ25 7.5K SUS304	基	1						
	支持金具	式	1						
	歩行防止柵	式	1						
	HIVP/カキップ (離脱防止金具付) φ100	個	2						
	小計								
	管工								
	空気弁設置工 φ13~25mm	基	1						第 0001号代価
	鋼管布設工	m	29						
	鋼管溶接工	箇所	8						
	鋼管溶接工酸洗い工	箇所	8						
	伸縮管取付工	基	1						

第1号明細書

(No. 2)

費目	名称 / 規格	単位	設 計						摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
	支持金具設置工	組	10						
	歩行防止柵設置工	組	2						
	保温工	式	1						
	RR形継手工 (離脱) φ 100mm	口	2						第 0002号代価
	小計								
計									

第2号明細書

(No. 3)

費目	名称 / 規格	単位	設 計			数量	単 価	金 額	摘 要
			数 量	単 価	金 額				
共通仮設費									
	共通仮設費率分								
	技術管理費								
	X線検査工	箇所	4						
	小計								
計									

第 0001号代価

代 価 表

世代グループ：令和元年度 5月

単価番号：4 月度 単価

単価コード	TEJ4V30016	単価名称	空気弁設置工	単位	基	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ13～25mm	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 コード	摘 要 1 / 2
配管工	人					
普通作業員	人					
諸雑費	式	1,000				
合計						
基 当 たり						

第 0002号代価

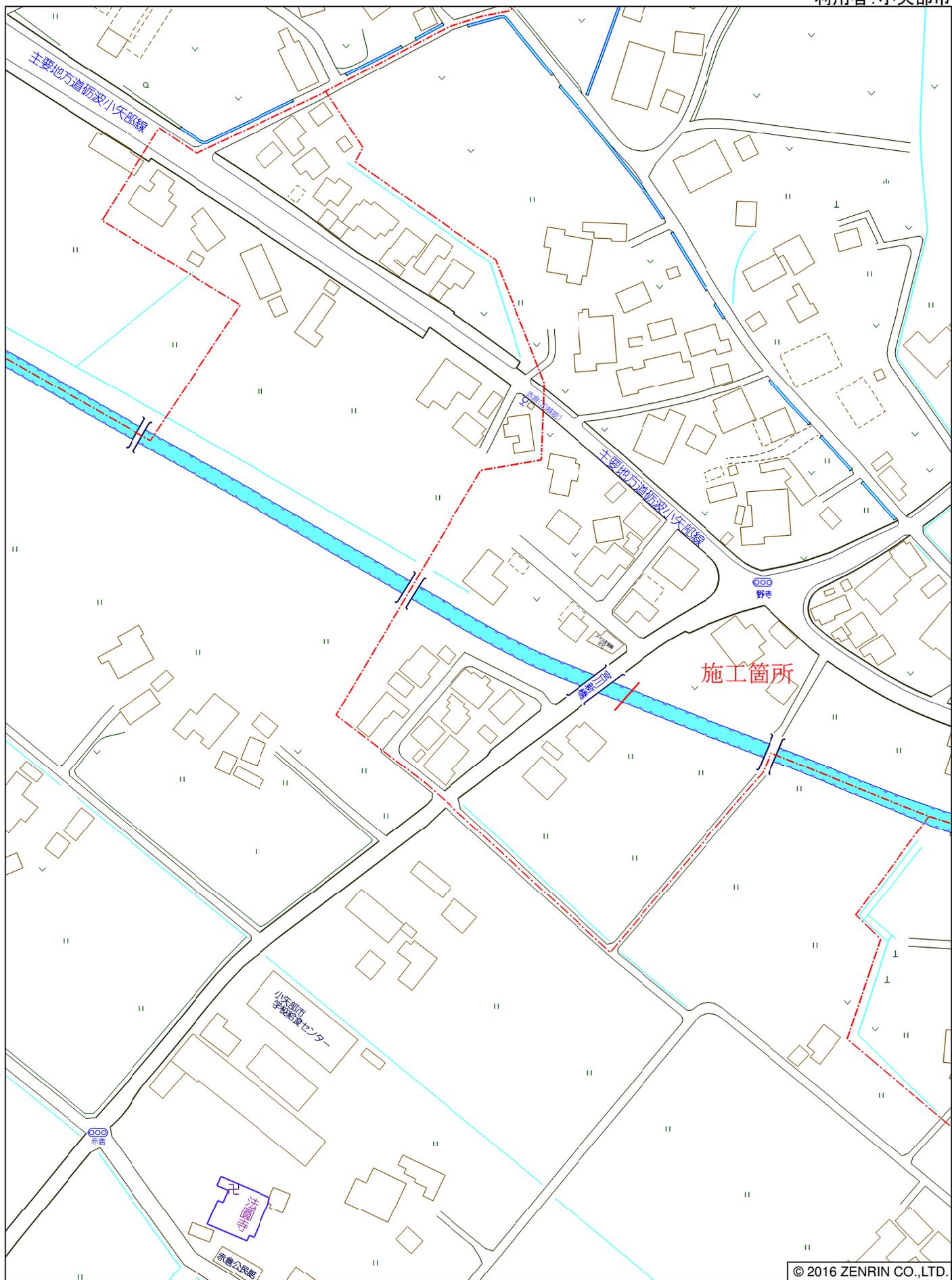
代 価 表

世代グループ：令和元年度 5月

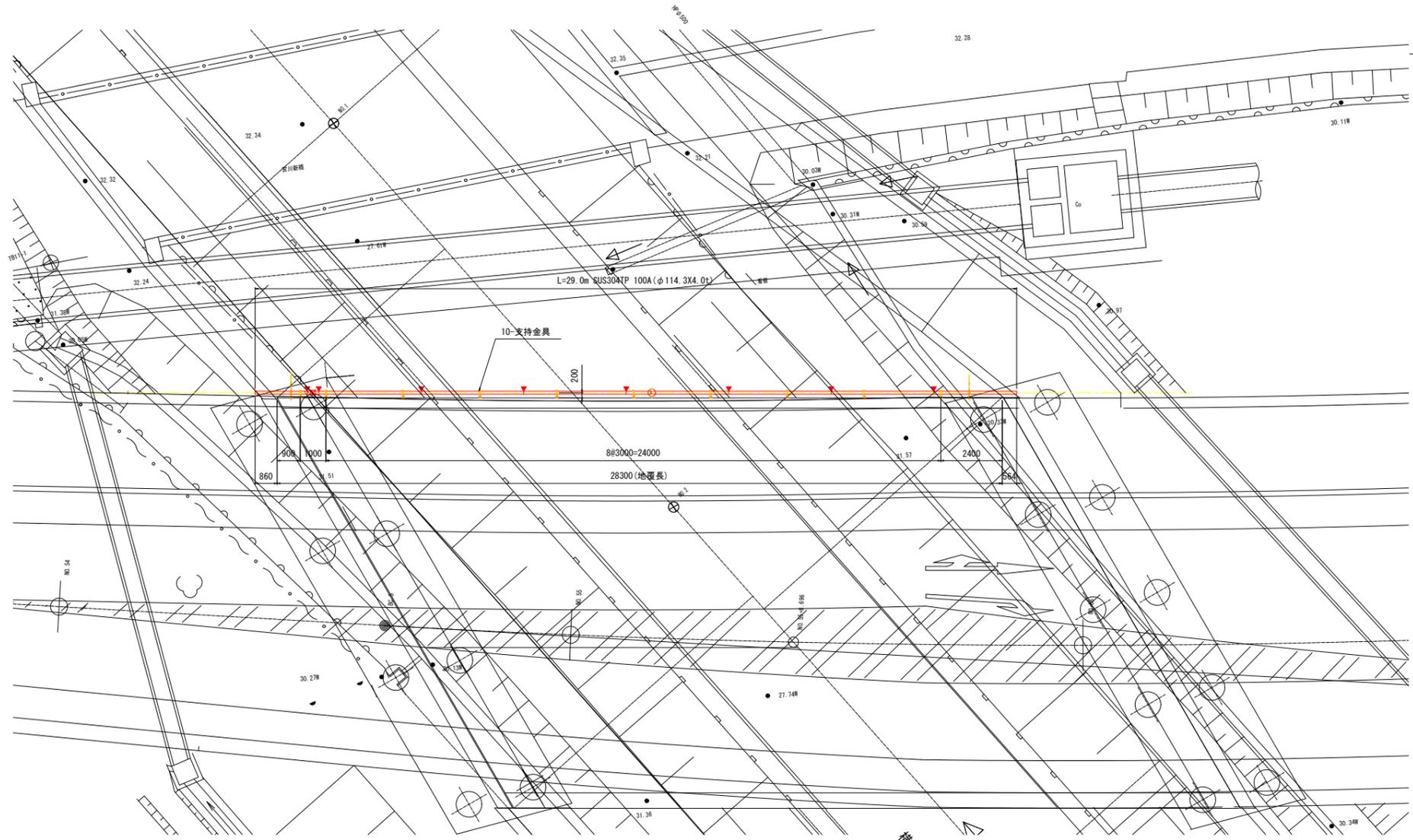
単価番号：4 月度 単価

単価コード	TEK2B20100	単価名称	RR形継手工（離脱）	単位	口	摘要1	
昼夜区分	平日昼	単価規格	φ100mm	数量	1,000	摘要2	
		当り単価		管材単価		処分単価	

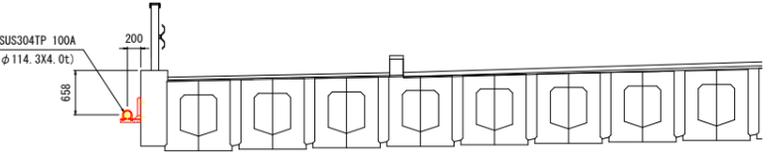
単 価 名 称 / 単 価 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 コード	摘 要 1 / 2
配管工	人					
普通作業員	人					
諸雑費	式	1,000				
合計						
口 当 たり						



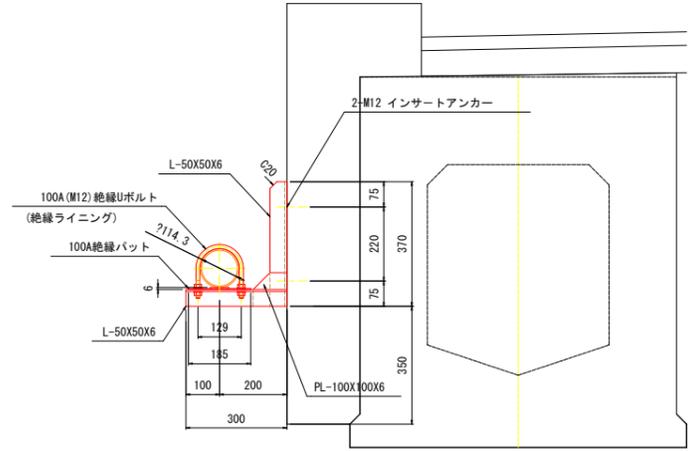
平面図
S=1:100



断面図
S=1:50

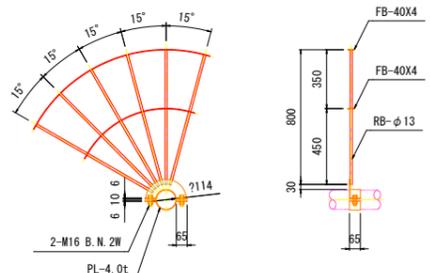


支持金具詳細図 10ヶ
S=1:10

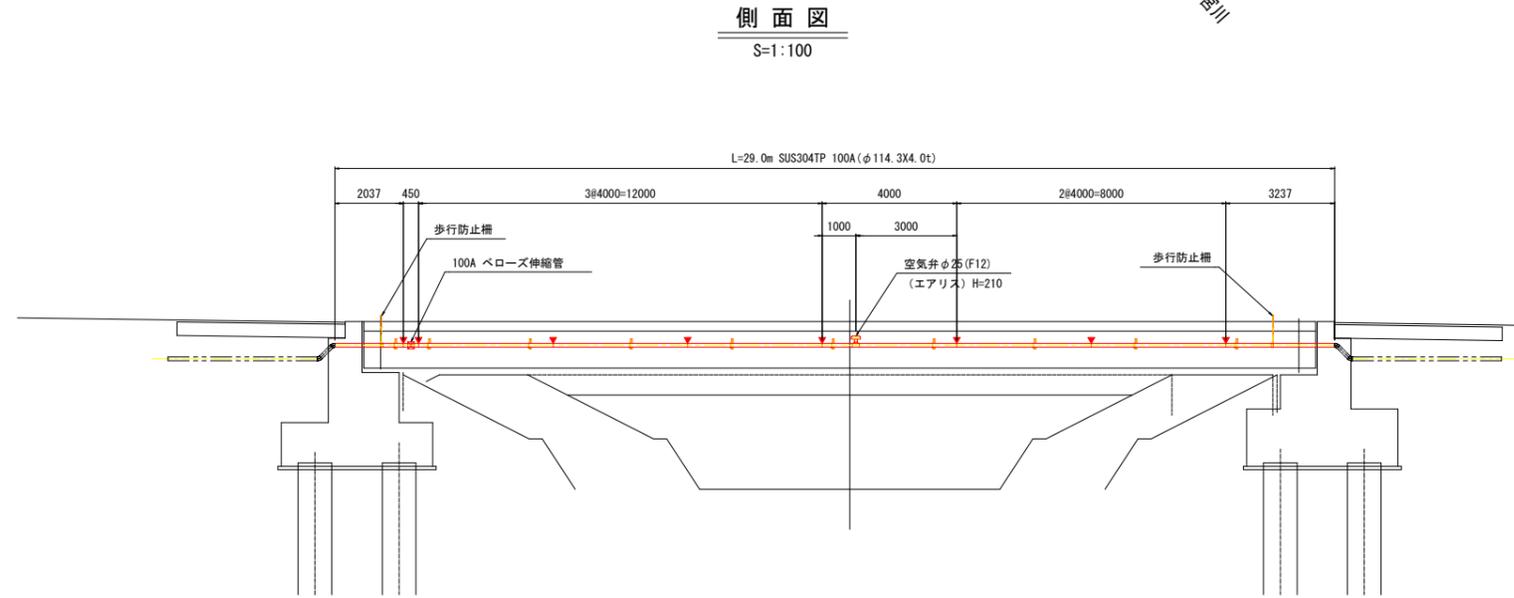


歩行防止柵詳細図
S=1:20

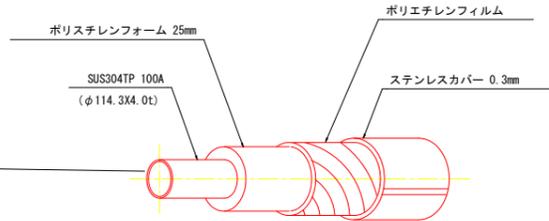
* 左右対称にて左右各1ヶずつの製作とします。



側面図
S=1:100



100A保温管詳細図
S=Free



- <特記なき限り下記による>
1. 寸法はmm単位、()内寸法は配管実延長を示す。
 2. 鋼管は、本管：SUS304TP Sch20S (JIS G 3459)とする。
 3. 鋼材は、SUS304 (JIS G 4304)、もしくはそれに準ずるものとする。
 4. 塗装は、内面：無塗装、外面：無塗装、埋設部：ポリウレタン被覆とする。
 5. 記号 ▽は工場溶接箇所、▼は現場溶接箇所とする。
 6. 日本水道協会検査合格品とする。

上水第73号

令和2年度	
工事名	軌道改良に伴う野寺地区配水管布設工事
図面	平面図、スケッチ詳細図、土工断面図 A1/横
工事場所	野寺
縮尺	平面 1/500 縦断：横 全1葉の内1
作成年月日	令和2年11月
小矢部市上下水道課	